

通信販売の消費者トラブルが減らない！ ～どの年代もトラブルに遭っているネット通販トラブル～

全国の消費生活センターに寄せられる小学生、中学生、高校生の相談では、インターネットに関連する相談が多くみられ、2010年以降全体の7割を超える相談が寄せられます。また、60歳代～70歳代についても、販売形態別にみると通信販売に関する相談が最も多く、60歳代は約半分が、70歳代は4割近くの相談が占めています。

ネット上で顔が見えない相手とのトラブルは、トラブルを解消するにも複雑なケースもあります。今月号はネット通販トラブルについて注意すべき点をまとめましたので、皆さん気をつけましょう。

インターネット通販トラブル

若者から、成人、高齢者まで利用するインターネット販売、手軽で便利なはずのネット通販ですが、油断していると「偽物が届いた」「商品未着」というトラブルがあります。

○インターネット通販における注意ポイント

- ・所在地や連絡先、他の利用者の評価など事業者の情報を自分でしっかりと確認しましょう。
- ・一緒に流通している価格より大幅に安い場合など、購入する商品がコピー品でないか十分に注意しましょう。
- ・配送方法や配送期間などがどの程度かかるかを知っておきましょう。
- ・クレジットカードが利用できず、支払い方法が銀行振り込みしか用意されていない場合で、個人名口座の場合は十分に注意しましょう。
- ・キャンセル、返品条件、利用規約は事前に必ず確認しましょう。

○電子商取引サイトを細かくチェック！ こんなサイトにはご注意

- ・URL が不自然
- ・字体(フォント)に通常使用されない旧字体が混じっている
- ・極端に安い、値引きされている
- ・会社概要など、会社の住所が番地まで記載されていない
- ・電話番号がなく、連絡先がEメールしかない
- ・支払方法が銀行振り込みのみである
- ・機械翻訳したような不自然な日本語表現がある

正規のサイトの商品写真等を無断でコピーして偽のサイトを作り、偽ブランド品を送付したりするサイトなどの被害が発生しています。不自然な表現には要注意です。また、ニセモノでも安ければいいと思いませんか？ニセモノと知りながら買って、「商品未着」や「思った以上に粗悪品だった」というトラブルもあります。個人情報流出して、別の犯罪に巻き込まれる危険性もあるので、ニセモノに手を出すのは絶対にやめましょう。

◎消費者庁HPにおいて、インターネット消費者トラブルの注意喚起をしています。

消費生活相談のことなら・・・

- 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
- 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) 0584-68-0185
- 消費者ホットライン ☎188